

「草津市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しに係る方針について

1. 中間見直しの方針

本市が策定する「草津市子ども・子育て支援事業計画」については、

- ① 子ども・子育て支援法（六十条）において定められる**基本指針**において、
「計画に定める支給認定区分ごとの「量の見込み」が実績値と大きく乖離している場合、中間年を目安として、適切な基盤整備を行うために計画の見直しが必要」とされています。
- ② 市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間見直しのための考え方（作業の手引き）〔内閣府〕において、
 - ・ 教育・保育の「量の見込み」（＝支給認定区分ごとの「量の見込み」）
 - ・ 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の見直しについて示されています。
- ③ 草津市子ども・子育て支援事業計画（平成27年3月策定）の第8章「3 計画の検証方法と中間年度での見直し」において、
「子ども人口の推移や子ども・子育て支援事業に関するニーズの変化、事業の進捗状況、国制度の状況等を踏まえ、中間年度である平成29年度（2017年度）を目途に、量の見込みと確保方策および数値目標について見直しを行う」とされています。

これらのことから、今回の中間見直しについては、5年間の計画として定めた基本理念、目標、施策の体系や方向性等についての見直しは行わず、

- ① 人口推計
- ② 教育・保育の「量の見込み」および「確保方策」（法定必須記載事項）
- ③ 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」および「確保方策」（法定必須記載事項）

について数値の検証を行い、検証の結果、見直しが必要となった部分（①～③）のみ見直しを行うものとします。

なお、見直し後の数値等について、草津市子ども・子育て支援事業計画の記載部分を差し替えると、同計画書内の見直さない部分との間で不整合が生じる恐れがあることから、別冊により見直し内容を定め、対応するものとします。

2. 検証結果について

1) 人口推計

0～5歳の各年齢において、平成28年4月1日時点で10%以上の乖離は無いものの、法定必須記載事項の「量の見込み」の算出に人口推計を使用していることから、新たな人口推計に見直しが必要となります。

2) 教育・保育の「量の見込み」および「確保方策」(法定必須記載事項)

「量の見込み」について、平成28年4月1日時点で10%以上の乖離は無いものの、平成29年度末以降も引き続き基盤整備等を行わなければ、待機児童等の問題が発生することから、見直しが必要となります。

3) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」および「確保方策」(法定必須記載事項)

14事業中9事業については、「量の見込み」が平成28年4月1日時点で10%以上乖離していることから、見直しが必要となります。

また、残りの5事業中3事業については、平成28年4月1日時点で10%以上の乖離は無いものの、施設の追加整備が行われる等の理由から見直しが必要となります。

3. 中間見直しに係る予定について

1) 第2回草津市子ども・子育て会議 ⇒ 数値等の見直し案の審議

諮問

- ① 人口推計
- ② 教育・保育の「量の見込み」および「確保方策」
- ③ 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」および「確保方策」

について、数値等の見直し案を審議いただきます。

2) 第3回草津市子ども・子育て会議 ⇒ 計画書(案)・答申(案)の審議等

第2回会議の意見を踏まえ、

- ① 計画書(案)
- ② 答申(案)

を作成し、審議いただきます。審議の結果、文言の修正が必要となった場合は、後日、修正案を委員長に確認していただき、市長へ答申します。

また、計画の方向性や各事業への意見をいただきます。

3) 中間見直し以外の意見の取り扱いについて

各回でいただいた中間見直し以外に関する計画の方向性や各事業への意見等については、今後の改善につなげるとともに、次期計画策定時に活用させていただきます。